

行田羽生資源環境組合職員の勤務時間等に関する規程

令和 4 年 4 月 1 日

訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和 4 年条例第 1 7 号）及び行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 1 0 号）に基づき、職員の勤務時間、休憩時間等について定めるものとする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間、休憩時間等については、行田市職員の勤務時間等に関する規程（平成 7 年行田市訓令第 8 号）の例による。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。